

# 国際会計基準(IFRS)の適用について

---

当社グループは、グローバルな事業展開を積極的に推進しております。今後、グローバルスタンダードであるIFRSを導入し、グループ内の会計処理の統一による経営の迅速化や財務情報の国際的な比較可能性の向上、ステークホルダーの皆様の利便性を高めることを目的とし、平成27年3月期の連結財務諸表（決算短信）より、従来の日本基準に替えてIFRSを任意適用いたしました。

日本におけるIFRS適用企業も増加傾向にありますが、現在40社程度に過ぎず国内のステークホルダーの皆様にIFRSのご理解を深めていただくために、以下の項目に沿ってご説明させていただきます。

1. IFRSとは何か
2. IFRS導入のメリット
3. 当社決算における日本基準との違い

IFRSとは、International Financial Reporting Standardsの略称で、邦訳は国際会計基準と  
いいます。IASB(国際会計基準審議会)が作成している会計基準です。  
IFRSとは一言でいえば、世界中で使える共通の業績を図る基準「モノサシ」ということが  
できます。

これまでも、日本も含め各国には固有の会計基準という「モノサシ」があり、企業が自国  
の中だけでビジネスをしているうちはあまり問題になりませんでした。が、ビジネスのグ  
ローバル化や株式市場のグローバル化により、投資家が様々な国の企業を比較する必  
要が出てきたことで、基準を世界中でそろえる必要性が高まってきました。

上記のような理由から、IFRSを何らかの形で自国の会計制度の中に組み入れた国は、  
この数年間で飛躍的に増えています。

東京証券取引所の集計によれば、日本でもすでに40社がIFRSを使用しており、41社が  
使う予定(IFRSを適用する旨のプレスリリースを行った会社数)を発表しており、(東京証  
券取引所HPより、平成27年5月現在)現在検討している企業も合わせると、更に増える  
可能性があります。

IFRSを導入することにより、以下のようなメリットが期待できます。

### 1. 海外の同業者との比較可能性の向上

#### のれんの償却

企業が他の会社を買収した場合に生じる「のれん」は、日本基準では毎期の費用として計上しますが、IFRSではこの償却をしないため、買収後の収益が、IFRSを適用している会社と比べて悪化したように見えてしまうのを避けることができます。

### 2. 海外投資家や取引先による財務内容の理解の向上

日本基準は日本だけに認められた基準であり外国では原則として認められていませんが、IFRSであれば多くの国で認められています。

例えば米国市場など海外のマーケットに上場しようとした場合、日本基準では米国基準の財務諸表などとの調整表が必用ですが、IFRSであればその必要はありません。

### 3. 連結決算の作業コストが削減できる

海外子会社の財務諸表を調整無く合算することができるため、連結作業が容易になりコストが削減できます。

### 4. グループ内内部管理(予算等)やITシステムを統一することで海外子会社を含めた減損や資産管理が一元的に出来るようになります

項目	日本基準	IFRS
減価償却方法の変更	2015年3月期より定率法より定額法に変更(当期及び将来に亘って変更)	IFRS初度適用により、資産の取得時点に遡り定額法に変更
減損(減損の戻入れ)	①兆候の判定②減損損失の認識③減損損失の測定、の3つの手続を経て計上されるため、減損は相当に確実な場合のみ計上される反面、戻入れは認められない。	日本基準の②の減損損失の認識の手続は行われなかったため、より減損損失が計上されやすい反面、条件に該当すれば戻入れが行われる。
のれん	20年以内の均等償却	償却しない
連結・持分法適用の対象範囲(実質支配の要素)	一定の議決権比率を満たした場合	実質のみで判断(「支配」の概念が広がる)
	関連会社の子会社・持分法適用会社は原則として含まない	関連会社の子会社も持分法の対象となる
株式発行費用	発生時費用処理	資本の部から控除
決算日の異なる子会社の連結	子会社の正規の決算を基礎として、差異が3ヶ月を超えない場合には、異なる報告日を使用することができる。	実務上不可能な場合を除き、同じ報告日とする。
課税所得に基づかない税金の取り扱い(住民税均等割・留保金課税)	法人税・住民税及び事業税に含めて計上	販売費及び一般管理費として処理
ファイナンス・リース	リース料総額300万円未満の所有権移転外ファイナンス・リースを賃貸借処理することを認める。	特に数値基準はない。
繰延税金資産・負債	流動と固定に区分して計上	非流動の区分に計上

	日本基準	国際会計基準(IFRS)
営業利益	売上総利益－販売費及び一般管理費	売上総利益－販売費及び一般管理費－減損損失＋その他の営業収益－その他の営業費用
経常利益	営業利益＋営業外収益－営業外費用	経常利益、特別損益の概念はなく、金融収益、金融費用及び持分法による投資損益以外は、営業利益に加減
その他の営業収益	—	J-GAAPの営業外収益・特別利益の内、金融収益(受取利息、為替差益等)、持分法による投資利益を除く
その他の営業費用	—	J-GAAPの営業外費用・特別損失の内、金融費用(支払利息、為替差損等)、持分法による投資損失を除く
金融収益	—	受取利息、為替差益等
金融費用	—	支払利息、為替差損等

## 連結PL (IFRSとJ-GAAPの差異)

## 表示組替

## IFRS調整

(単位:百万円)

J-GAAP	
売上高	47,797
売上原価	△ 12,020
売上総利益	35,777
販売費及び一般管理費	△ 31,047
営業利益	4,730
営業外収益	158
営業外費用	△ 536
経常利益	4,352
特別利益	543
特別損失	△ 390
税金等調整前当期純利益	4,505
法人税等	△ 1,763
少数株主調整前当期純利益	2,742
少数株主損益	△ 21
当期純利益	2,721



①J-GAAPの表示組替	
売上収益	47,797
売上原価	△ 12,020
売上総利益	35,777
販売費及び一般管理費	△ 31,047
減損損失	△ 308
その他の営業収益	644
その他の営業費用	△ 148
営業利益	4,919
金融収益	57
金融費用	△ 426
持分法による投資損益	△ 46
税引前利益	4,505
法人所得税費用	△ 1,763
当期利益	2,742
親会社の所有者	2,721
非支配持分	21



②IFRS	
売上収益	47,797
売上原価	△ 12,020
売上総利益	35,777
販売費及び一般管理費	△ 31,497
減損損失	△ 304
その他の営業収益	644
その他の営業費用	△ 159
営業利益	4,461
金融収益	94
金融費用	△ 426
持分法による投資損益	5
税引前利益	4,134
法人所得税費用	△ 1,493
当期利益	2,641
親会社の所有者	2,620
非支配持分	21



差異②-①	
	0
	0
	0
	△ 450 ※1
	4
	0
	△ 11
	△ 458
	37 ※2
	0
	50 ※3
	△ 370
	270 ※4
	△ 101
	△ 101
	0

## 連結PL (IFRSとJ-GAAPの差異)

## (主な差異の内訳)

	減価償却費	△ 328	定額法への遡及修正
	租税公課	△ 170	法人税等(均等割)より振替
	のれん償却費	58	のれんの非償却
	その他	△ 10	
※1	計	△ 450	
	受取利息	37	敷金保証金を償却原価に
※2	計	37	
	持分法による投資損失	32	全ての共同支配企業を持分法適用に
	持分法による投資損失	18	持分法のれんの非償却
※3	計	50	
	法人所得税費用	170	均等割を租税公課に振替
	法人所得税費用	100	IFRS修正に係る税効果調整
※4	計	270	

(百万円)

